

研究セキュリティ・インテグリティに関するリスクマネジメント体制整備支援事業

公募に関する Q&A

【事業の実施体制について】

＜問 1-1＞ 公募要領 p.5 冒頭に「ただし、単独の研究開発機関等が複数の申請に参加することはできない」とありますが、これは「代表機関として 2 件以上申請することは不可」というだけでなく、「代表機関として 1 件、参画機関として 1 件」という申請も認められないということでしょうか。

＜答＞ 代表機関として2件以上申請するだけでなく、代表機関として1件、参画機関として1件という申請も認められません。

＜問 1-2＞ 公募要領 p.5 の 4 段落目に「採択された機関(代表機関を含む。)は、事務局委託事業者と個別に委託契約を締結し、本事業を執行する。」とありますが、参画機関として採択された場合であっても、代表機関と再委託契約を結ぶのではなく、事業者と直接委託契約を結ぶということでしょうか。

＜答＞ 連携型の場合、事務局委託事業者と再委託契約を締結するのが必須となるのは代表機関となります。参画機関として採択された場合は、代表機関と再委託契約を締結するなど、適切な執行体制となるよう代表機関とご相談ください。契約の形態は問いません。

＜問 1-3＞ 参画(連携)機関の中に、デューデリジェンスのシステムを構築する企業を含めることは可能でしょうか。委託(外注)先としてではなく、共同で行う参画(連携)機関に含めることが可能かどうかをお伺いしたいと存じます。

＜答＞ 公募要領に記載のとおり、本事業は国内に研究拠点を有する研究機関等（国又は研究資金配分機関から交付、補助又は委託される経費を用いて行われる研究開発を実施している機関（国の試験研究機関、研究開発法人、大学等及び民間事業者等における研究開発に係る機関及び資金配分機関））を支援対象としています。特定の企業が対象となり得るのかについての御質問には回答できませんが、上記の支援対象機関として適当であるか、代表機関として御判断いただければと思います。

※公募要領「3. 支援対象者」の①～④に示す要件を満たす必要があります。

【事業対象経費について】

＜問 2-1＞ 生体認証ではなく身分証(職員証・学生証)を認識させることで入退室を可能とする管理システムの整備については、生体認証と同様、支出対象経費となるのでしょうか、

もしくは、「建物施設等の整備」に該当するものとして支出対象外経費となるのでしょうか。

＜答＞リスク軽減措置として認められるシステム整備は支出対象経費となります。公募要領の P.3「2. 支援の具体的内容」にも記載させていただいておりますが、提案については、リスクマネジメントにおける個別の取組についての効果検証ではなく、一連のリスクマネジメントプロセス全体についての効果検証を求めるものである点に留意し、リスク軽減措置のための支出だけを行うという申請にならないようにして下さい。また、基礎工事を伴う建物等の建設費用は支出対象外経費となります。

＜問 2-2＞公募要領 p.6 の間接経費欄に「受託者の内部規定等で定める率で計上可能」とありますが、学内に受託事業の間接経費率を定める規定等がない場合は、どのようになりますでしょうか。他の類似規程に倣って、あるいは一般的な間接経費割合である 30%で計上することは可能でしょうか。

＜答＞機関内の規定がない場合は、他の類似規定または、競争的研究費制度における大学向けの間接経費割合である30%を準じていただくことに差し支えありません。

＜問 2-3＞申請の下限額はないのでしょうか。

＜答＞下限額の設定はありません。申請の際には、研究機関の規模や実情に応じた研究セキュリティ・インテグリティに関する一連のリスクマネジメントの実施・体制強化に必要な取組を検討し、それに必要な経費を計上ください。

＜問 2-4＞ 本事業は、契約締結時の概算払い、終了時の実績(経理)報告に基づく精算払い、どちらでしょうか。概算払いである場合、事業終了時に残がある場合は過払い分を返還するという考え方でしょうか。

＜答＞ 内閣府と事務局委託事業者の間では概算払いが可能です。現時点で事務局委託事業者が決定していないため、現時点ではご回答できません。支払方法については事務局委託事業者と協議の上、決定していただくことになります。

＜問 2-5＞ 支出対象経費について、実績報告時に証憑書類等の提出も必要かどうか、現時点で定まっていたらお教えいただけるようでしたら幸いです。

＜答＞ 事務局委託事業者を通じて、適正な執行の確認を行うことになりますが、その際、証書書類等の提出を求める場合があります。

＜問 2-6＞ 参画機関がある場合、間接経費には参画機関分の間接経費も計上するのでしょうか。それとも、参画機関分の間接経費は、共同実施費の中に含めて計上するのでしょうか。

＜答＞ 参画機関の間接経費も計上していただいて構いません。

＜問 2-7＞ 「間接経費の割合を定めた内部規程」および「間接経費の使用に関する方針等」について、提出は必要でしょうか。必要である場合、代表機関だけでなく、参画機関も提出が必要でしょうか。必要である場合、提出の時期をご教示いただけるようでしたら幸いです。

＜答＞ 提出いただく必要はありません。

＜問 2-8＞ 資金計画では、スクリーニングツールの導入費は、申請機関の大学、連携機関の大学の契約を個別に行い、その費用を合算して記載するのでしょうか。その際、個別の契約費は、それぞれの機関に内閣府から、振り込まれるのでしょうか。それとも、申請機関の大学が、3 大学まとめて契約して、総費用を資金計画に記載するのでしょうか。

＜答＞ 連携型の提案において、申請機関、連携機関の違いによって契約等の制限があるものではありませんので、費用対効果の側面も検討いただきつつ、契約形態を検討いただき提案いただければと思います。（申請機関がまとめて契約いただくことも、個別契約することも提案可です）

本事業の採択後は、内閣府が委託した事務局委託事業者と申請機関との間で委託契約を締結していただくことを求めており、当該契約に基づく委託費は事務局委託事業者を通じて申請機関に支払われることになります。このため、資金計画については申請機関、連携機関のそれぞれの必要経費を明らかにした上で、申請機関がまとめて計上いただくようお願いします。

＜問 2-9＞ 問. スクリーニングツールの導入費契約が、1 年を超える場合、資金計画に記載できる金額は、支援期間を案分した金額となりますでしょうか。

＜答＞ 答:御認識のとおりです。外注等による他社との契約期間等に関わらず、支援対象経費は本事業の支援期間満了までに要した経費となりますので、御留意ください。

＜問 2-10＞ 民間ツールの利用は、実質的に調達が完了(例えば10月とか11月)してから1月までの短期間でのツール利用と評価による事業実施になっても問題ないでしょうか。

＜答＞ 問題ございません。ツール利用期間が短期間になる場合は、ご提案いただく一連のリスクマネジメントにおいて、リスクマネジメントプロセス全体に支障が出ないようにご計画ください。

＜問 2-11＞ 政府における民間ツール調達において、随契理由に該当するなど、国際調達に該当せず調達した事例はあるでしょうか(一部の政府機関が海外製民間ツールを導入しているとの話を聞いたことがあります、国際調達に該当したのか、そうでなければどのように突破したのでしょうか。あるいは特殊な組織で特殊な方法が通るので大学には適用できないのでしょうか)。

＜答＞ 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局では、そのような事例は持ち合わせておりません。所属する研究機関の規約に沿って適切に契約・調達「していただければと思います。

【審査方法について】

＜問 3-1＞ヒアリング審査は、どのような形式で行われる予定でしょうか。場所、オンラインでの対応は可能か、出席者の想定(申請者である「大学の長」の出席は必須か、あるいは代理者でもよい)、所要時間見込み等、可能な範囲でご教示いただけますと幸いです。

＜答＞ヒアリング審査はオンラインでの審査を予定しております。出席者など詳細については、ヒアリング対象となった場合に改めてご連絡いたしますが、研究機関におけるリスクマネジメントについて責任をもって説明できる方の出席をお願いする予定です。

【実施報告について】

＜問 4-1＞ 実施/経理報告等の報告書様式が定まっていたら、事前にご供与いただくことは可能でしょうか。

＜答＞ 事務局委託事業者が決定していないため、現時点ではご回答できません。

＜問 4-2＞ 仮に採択になっても、支援開始から事業完了までの期間が9か月ほどのため、本事業のために大きめの金額の調達を実施した場合、実質的な活動期間が1,2か月程度しか確保できず、求められるレベルの効果検証が完了できないかもしれないという懸念があります。公募要領では報告書の詳細については採択決定後に協議との記載があるが、現在想定されている報告書の内容についてももう少し詳細をご教示いただくことは可能でしょうか。

＜答＞ 現時点で実施報告書の内容についてお答えすることはできないのですが、本支援事業は、政府が令和7年度中に策定予定のRS/RIに関する手順書策定に活かすために、支援を通じて得られたリスクマネジメントの事例収集や成果・課題等を抽出し、適宜開催される有識者会議へ提供することが目的であり、事業終了後の報告書のみに主眼を置いてはおりません。